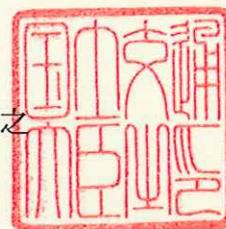


国海員第 273 号
令和 7 年 12 月 9 日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
金子 恭之



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条及び船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 95 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 494 号

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案について

諮問理由

船員法施行規則等を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の 整備等に関する省令案について

1. 背景

船員不足の深刻化への対応等を目的とした「船員法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 5 月 14 日に公布された。

改正法においては、船員関係手続のデジタル化への対応のためのアナログ規定の見直し、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の新設、求人等に関する情報の的確表示の義務付け、船員職業紹介事業を行う者等による求人者等への通知制度の新設、船員募集情報提供事業の制度化等が規定された。

これらの改正に関しては、改正法の公布日から 1 年以内において政令で定める日から施行されるところ、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）、船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）等について所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

（1）船員法施行規則の一部改正

① 雇入契約成立時における船員の勤務に関する事項を記載した書面の交付（第 19 条、第 21 条、第 27 条の 2、第 39 条、第 57 条の 20*及び第 11 号の 2 書式関係）

- 改正後の船員法（昭和 22 年法律第 100 号。以下「新船員法」という。）第 50 条第 4 項ただし書では、船舶所有者が船員に対し船内における職務、雇入期間その他の勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、同項本文の船長による船員手帳への記載が免除されることとなっているところ、船員への書面の交付の方法及び書式について定めることとする。

※船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年国土交通省令第 90 号）により第 57 条の 2 が第 57 条の 20 に条ずれし、本省令よりも先に施行予定。

- また、雇入契約の成立等の届出の際の提出書類について、船員手帳に代わるものとして当該書面を追加すること等とする。

② 船員手帳への証印に代わる適任証書の交付（第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 2 の 3 第 3 項、第 77 条の 4、第 77 条の 6 第 4 項、第 77 条の 9、第 77 条の 11 第 3 項、第 78 条の 3 の 2、第 8 号表、第 10 号表、第 15 号表及び書式関係）

- 新船員法第 117 条の 2～第 117 条の 4 において、航海当直部員、危険物等取扱責任者及び特定海域運航責任者の認定について、現行の船員手帳への証印に加え、適任証書の交付によることも可能としたところ、「証印」を「認定」に改めるほか、適任証書の様式を新設することとする。

③ 各種資格に係る申請オンライン化（第 77 条の 2 の 3 第 2 項及び第 4 項、第 77 条の 6 第 2 項及び第 5 項、第 77 条の 7、第 77 条の 11 第 2 項及び第 4 項並びに第 77 条の 12 関係）

- 航海当直部員、危険物等取扱責任者及び特定海域運航責任者の適任証書の交付及び再交付手続については、令和 8 年度よりオンラインにより行うことを可能とすることを踏まえ、申請の添付書類等の規定について整備する。

(2) 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）の一部改正

・衛生管理者資格に係る申請オンライン化（第 13 条、第 15 条及び様式関係）

- 船員法第 82 条の 2 第 3 項の規定により、衛生管理者試験に合格した者又は衛生管理者の資格の認定を受けた者に対し国土交通大臣が衛生管理者適任証書を交付することとなっているところ、令和 8 年度より衛生管理者試験の受験の申請、衛生管理者資格の認定の申請及び当該適任証書の交付手続が原則オンライン化されることに伴い、当該適任証書の交付申請手続を改めて省令において明文化するとともに、申請の添付書類等について見直すこととする。

(3) 救命艇手規則（昭和 37 年運輸省令第 47 号）の一部改正

・救命艇手資格に係る申請のオンライン化（第 5 条、第 8 条、第 10 条及び様式関係）

- 船員法第 118 条第 3 項の規定により、救命艇手試験に合格した者又は救命艇手の資格の認定を受けた者に対し国土交通大臣が救命艇手適任証書を交付することとなっているところ、令和 8 年度より救命艇手試験の受験の申請、救命艇手資格の認定の申請及び当該適任証書の交付手続が原則オンライン化されることに伴い、当該適任証書の交付申請手続を改めて省令において明文化するとともに、申請の添付書類等について見直すこととする。

(4) 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和 50 年運輸省令第 7 号）の一部改正

・船舶料理士資格に係る申請オンライン化（第 4 条、第 6 条及び様式関係）

- 令和 8 年度より船舶料理士資格証明書の交付申請手続が原則オンライン化されることに伴い、申請の添付書類等について見直すこととする。

(5) 船員職業安定法施行規則の一部改正

① 船員募集情報提供事業に関する事項（第 1 条第 1 項関係）

- 改正後の船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号。以下「新船員職安法」という。）第 6 条第 9 項第 1 号では、船員募集情報提供事業の定義の一つとして、他の主体からの依頼を受けて船員の募集に関する情報を提供する行為を業として行うことと規定しているところ、依頼元となる主体について、同号に定める者以外の者として「船員募集情報提供事業を行う者」「特定地方公共団体」「無料船員労務供給事業者」と定めることとする。

② 求人等に関する情報の提供方法や正確かつ最新の内容に保つために講ずべき措置等（第 5 条、第 21 条第 1 項及び第 21 条の 2 第 2 項関係）

- 新船員職安法第 18 条第 1 項では、求人等に関する情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないと規定しているところ、当該情報の提供の方法について、同項に定めるもの以外のものとして「書面の交付」「ファクシミリを使用する送信」「電子メール等の送信」「放送」等の方法を規定することとする。
- また、求人等に関する情報は「自ら又は求人者に関する情報」「法に基づく業務の実績に関する情報」も対象に含まれるものとする。
- 加えて、以下のそれぞれの場合について、新船員職安法第 18 条第 2 項の規定に基づく正確かつ最新の内容に保つために講ずべき措置等について定めることとする。
 - ・無料の船員職業紹介事業を行う場合
 - ◇ 情報の提供を依頼した者から当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく対応し、また、当該情報が正確でない又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく内容の訂正の有無の確認を行い、又は情報の提供を中止すること
 - ◇ 求人者、求職者に対し、定期的に情報が最新かどうか確認すること
 - ◇ 求人又は求職者に関する情報の時点を明らかにすること
 - ・船員の募集を行う場合
 - ◇ 船員の募集の終了又はその内容の変更の際、速やかに船員の募集に関する情報の提供の中止又は内容の訂正を行うこと
 - ◇ 情報の提供を船員募集情報提供事業を行う者に依頼している場合は、募集の終了や内容の変更の際、速やかに情報の提供の中止又は内容の訂正を依頼し、また、当該者から提供の中止の依頼又は内容の訂正の有無の確認があったときは、速やかに対応すること
 - ◇ 船員の募集に関する情報の時点を明らかにすること
 - ・船員募集情報提供事業を行う場合
 - ◇ 情報の提供を依頼した者や自らに関する情報が含まれる者から当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく対応し、また、当該情報が正確でない又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく内容の訂正の有無の確認を行い、又は情報の提供を中止すること
 - ◇ 情報の提供を依頼した者に対し、船員の募集の終了又はその内容の変更の際、速やかにその旨を自らに通知するように依頼すること（依頼に基づき情報の提供を行う場合）
 - ◇ 情報を定期的に収集、更新し、それらの頻度を明らかにすること（依頼によらず自主的に情報の提供を行う場合）
 - ◇ 船員の募集に関する情報の時点又はそれを収集した時点を明らかにすること

③ 求職者の個人情報の収集に関する事項（第 5 条の 2 関係）

- 新船員職安法第 19 条第 1 項の規定により求職者の個人情報収集の際に業務の目的を明らかにするに当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

④ 求人者への通知方法（第 5 条の 3 関係）

- 新船員職安法第 20 条の規定による求人者への通知については、船員職業紹介に係るあっせんの際に、書面の交付、ファクシミリを使用する送信、電子メール等の送信による方法で通知することにより行うものとする。
- また、新船員職安法第 20 条第 8 号の国土交通省令で定める事項について、船員職業紹介に係るあっせんに係る求職者の衛生管理者適任証書及び船舶料理士資格証明書の受有の有無とする。

⑤ 特定地方公共団体の国土交通大臣への通知方法（第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 関係）

- 新船員職安法第 32 条第 2 項の規定による無料の船員職業紹介事業を行う旨の国土交通大臣への通知については、特定地方公共団体の名称、事業所の名称及び所在地、開始年月日、担当者の職名、氏名及び電話番号、取扱職務等の範囲等の事項を書面により通知することにより行うものとする。
- また、新船員職安法第 32 条の 2 の規定による無料の船員職業紹介事業を廃止した旨の国土交通大臣への通知については、廃止した年月日及び廃止した理由を書面により通知することにより行うものとする。

⑥ 取扱職務等の範囲等の明示の方法（第 12 条の 4 関係）

- 新船員職安法第 32 条の 4 の規定により取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報（船員職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について明示するに当たっては、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、書面の交付、電子情報処理組織を用いたファイルの送信等によって行わなければならないこととする。

⑦ 準用規定（第 12 条の 5、第 19 条、第 21 条第 3 項、第 21 条の 2 第 1 項及び第 24 条関係）

- 特定地方公共団体又は無料船員職業紹介事業者、船員の募集、船員募集情報提供事業を行う者、無料船員労務供給事業については、地方運輸局長が行う無料の船員職業紹介事業に関する一部規定を準用することとする。

⑧ その他所要の改正

- 乗船履歴の提示について、船員手帳に代わるものとして、新船員法第 50 条第 4 項ただし書の規定による書面を追加する。
- 改正法の施行又は船員職業安定法施行規則の改正に伴う条項ずれや定義規定の改正等に係るハネ改正の措置を講ずることとする。

(6) その他

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号）

- ・乗船履歴の証明方法について、船員手帳に代わるものとして、新船員法第 50 条第 4 項ただし書の規定による書面を追加する。

○ **国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成 17 年国土交通省令第 26 号)**

- ・船舶所有者による船員の勤務に関する事項を記載した書面の交付等を電磁的に行うことができることとする。

- そのほか、船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 11 号）において条ずれ対応等の所要の改正を行うこととする。

(7) 経過措置

① 船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置

- 航海当直部員の認定の申請並びに危険物等取扱責任者及び特定海域運航責任者の認定及び有効期間の更新の申請については、原則オンライン化され、申請書式も改正されるが、施行のタイミングで改正前の書式を使用して申請している場合でも受理することができるようにするため、当該申請を改正後の書式を使用した申請とみなすこととする。

② 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則及び船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正に伴う経過措置

- 衛生管理者資格の認定の申請、救命艇手試験の受験の申請、救命艇手資格の認定の申請並びに船舶料理士資格証明書の交付及び再交付の申請については、原則オンライン化され、申請様式も改正されるが、施行のタイミングで改正前の様式を使用して申請している場合でも受理することができるようにするため、当該申請を改正後の様式を使用した申請とみなすこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 2 月下旬

施 行：改正法の施行から 1 年以内（（6）の一部は公布日施行）